

掛川市教育振興基本計画策定委員会規程

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、掛川市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2次掛川市総合計画（平成28年策定）及び教育大綱かけがわ（平成28年策定）に定める理念に基づき、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市立小学校又は市立中学校の校長の職にある者
- (3) 市立幼稚園の園長の職にある者
- (4) 民間企業等に属する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の委嘱又は任命の日から教育振興基本計画の策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庁内策定委員会)

第8条 委員会に庁内策定委員会を置く。

- 2 庁内策定委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、教育長をもって充てる。
- 4 委員は、教育長が指名する。
- 5 第6条の規定は、庁内策定委員会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「庁内策定委員会」と読み替えるものとする。

(作業部会)

第9条 庁内策定委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、教育政策室長をもって充てる。
- 4 部会員は、教育長が指名する。
- 5 第6条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育政策室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年5月23日から施行する。